Actus Newsletter 平成26年度 税制改正(速報)



12月12日に、自民党と公明党から「平成26年度税制改正大綱」が公表されました。最大の焦点とされた消費税の軽減税率制度については、税率10%時に導入するとされました。消費税増税に伴う法人課税、個人課税はどうなるのかにも注目が集まりましたが、法人は減税措置、個人は増税措置となりました。今回発表された大綱は、10月に公表された民間投資活性化等のための税制改正の内容も含めたものになっています。12月に新たに公表された主な論点のポイントを解説します。 増税 減税 減税 なお、10月に公表された「民間投資活性化等のための税制改正」の内容は、2013年10月発行のActus

なお、10月に公表された「民間投資活性化等のための税制改正」の内容は、2013年10月発行のActu Newsletterに記載しておりますので、そちらをご参照ください。

■ 法人課税

<u>法人課税は主に減税措置となっています。税率改正までの内容には至らず、小振りな改正といえます。</u>

項目	内容	適用期日等
復興特別法人税 1年前倒し廃止 【廃止】	 ○復興特別法人税の課税期間を1年前倒しで廃止 <適用期間> 平成24年4月1日~平成27年3月31日までの期間内において最初に開始する事業年度から3年間と定められていたところ1年前倒しし、2年間で終了 ※3月決算法人は、平成26年4月1日~平成27年3月31日(平成27年3月期)より適用がなくなる ○利子や配当に課せられる復興特別所得税は、法人税の額から控除し、控除しきれない金額は還付される 	2年間の適用 をもって廃 止
交際費等の損金不算入枠の拡大【延長、拡充】	 ○交際費等の損金不算入制度を2年延長し、飲食のために支出する費用の50%を損金算入できるようにする ○年800万円まで損金算入される中小法人の特例も2年延長される ○中小法人は、「飲食費50%の損金算入」と「中小法人の特例」のいずれかを選択適用できる。 ○本正的 ○本証後 申小法人以外 全額損金不算入 飲食費の50%損金 	平成 28 年 3 月 31 日まで
	改正前 損金不算入 損金不算入 中 小 法 人 損金算入 1 水 換費の50%損金 数度費の50%損金	

地方法人課税の	○地方税の法人住民税の税率を引き下げ、その分を新設される国税の	いずれも平
偏りの是正	「 地方法人税 」に振り分ける	成26年10月
【新設】		1日以後に開
- " " " - "	<標準税率の場合>	始する事業
	改正前 改正後	年度から
	地方税	
	道府県民税 5.0% 3.2%	
	市町村民税 12.3% 9.7%	
	小計 17.3% 12.9%	
	国税	
	<u>地方法人税 - 4.4%</u> 合計税率 17.3% 17.3%	
	○事業税における地方法人特別税(国税)の税率を引き下げ、法人事	
	業税(地方税)の税率を引上げる	
	○住民税、事業税の税率の変更はいずれも税の配分先の変更であり、	
	法人の負担する合計税率に変更はでない	
その他延長措置	○雇用促進税制の適用期限を2年延長	平成 28 年 3
【延長】	○権用促進化的の週刊列取と2十進民	ー
【進攻】		月 31 日まく
		世の日の世
	○使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例	期限の撤廃
		平成 28 年 3
	○中小法人等以外の欠損金の繰戻還付の不適用措置の2年延長	月 31 日まで

■ 個人所得課税

個人所得課税の改正は、消費税率の引上げや、復興特別所得税による低所得者層への負担増を配慮し、昨年度に引き続き、富裕層への課税が強化されています。

項目	内容	適用期日等
給与所得控除の 見直し 【引下げ】	○給与所得控除の上限を漸次、引き下げる 給与所得控除の上限は、平成 28 年において給与収入が 1,200 万円超 となる場合に 230 万円となり、平成 29 年分以後は給与収入が 1,000 万円超となる場合に 220 万円となる	平成 28 年分 から
	平成27年まで (現行) 平成28年 平成29年以後	
	上限額が適用される 給与収入 1,500万円超 1,200万円超 1,000万円超	
	給与所得控除額の 上限 245万円 230万円 220万円	
NISA口座の 開設等取り扱い	○ 1 年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更を可能とする	平成 27 年 1 月 1 日以後
を柔軟化【新設】	○ NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座を再開設することも可能にする	

ゴルフ会員権等の損益通算の廃止 【廃止】	 ○ゴルフ会員権、リゾート会員権を「生活に通常必要でない資産」として、譲渡損失が生じた場合、他の所得との損益通算ができないようになる 〈生活に通常必要でない資産〉 ①競走馬その他射こう的行為の手段となる動産 ②別荘など主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有する不動産 ③生活の用に供する動産で、生活に通常必要とされないもの ④1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨董など 	平成 26 年 4 月1日以後の 資産の譲渡 等から
相続税額の取得	 ⑤主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等) ← 改正による追加項目 ※ 平成26年4月1日以後の資産の譲渡等から適用されるため平成26年3月31日までの譲渡等の検討が重要となる ○相続により取得した土地等を譲渡した場合に、取得費に加算される 	平成 27 年 1
費加算の見直し 【見直し】	相続税額の計算を見直す <取得費に加算される相続税額> 改正前 さの者が相続した全ての土地等に対応する相続税額 (対応する相続税額	月1日以後に開始する相続等により取得した資産を譲渡する場合
ストックオプション税制の規制【見直し】	○税制非適格のストックオプションを付与された者が、権利行使せずに発行会社に譲渡した場合の所得区分を変更<所得区分>改正前譲渡所得(分離課税)給与所得など(総合課税)	平 月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
居住用財産の譲 渡関係の延長 【延長】	○特定居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税特例を2年延長※上限となる売却代金の要件を1.5億円から1億円に引下げ○居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除を2年延長○特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除を2年延長	すべて平成 27年12月31 日までに延 長
その他改正措置【拡充】	 ○雑損控除における資産損失の金額算定に取得価額をベースとした計算方法を加える ○事業主が拠出する企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ改正前 改正後 他に企業年金がない場合 月額5.1万円 月額5.5万円 	いずは 網田 期日 はの 明日 なり なし
	他に企業年金がある場合 月額2.55万円 月額2.75万円	

■ 資産課税

相続税・贈与税を中心とする資産課税については、昨年度のような大きな改正内容は示されませんでした。

項目	内容	適用期日等
医業承継に係る	○医療法人版の納税猶予制度の創設	大綱では適
相続税・贈与税の		用期日等の
納税猶予等の創	<制度概要>	具体的な明
設	条件1:相続人が、医療法人の出資持分を相続した場合において、	記なし
【創設】	相続税申告期限において医療法人が、「認定医療法人」で	
	ある	
	条件2:担保提供	
	効 果:相続人が納付する相続税額を一定期間猶予し、または免除	
	する	

■ 消費課税

消費課税については、消費税の税率引き上げ時の低所得者対策としての軽減税率の適用時期や車両に対する課税が議論のポイントとなった。

項目	内容	適用期日等
<消費税>	○関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する	_
軽減税率		
	○引き続き、与党税制協議会において、対象品目の選定、区分経理等 のための制度整備、具体的な安定財源手当、国民の理解を得るため のプロセス等を検討する	
	○平成 26 年 12 月までに結論を得る	
<消費税>	○みなし仕入れ率の変更	平成 27 年 4
簡易課税	・金融業・保険業を第5種事業とし、みなし仕入率を50%に	月 1 日以後
の見直し	・不動産業を第6種事業とし、みなし仕入率を40%に	開始の課税
		期間より
<車体課税>	○自動車取得税、自動車税、軽自動車税、自動車重量税の税率を消費	税目により
税率の見直し	税8%引き上げに備えて見直す	適用時期は
		異なる



アクタス税理士法人

アクタスマネジメントサービス㈱

【赤坂】〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F 【立川】〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル5F

TEL: 03-3224-8888 FAX: 03-5575-3331 TEL: 042-548-8001 FAX: 042-548-8002

【荒川】〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105 【大阪】〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F

TEL: 03-3802-8101 FAX: 03-3805-2070 TEL: 06-6449-8682 FAX: 06-6449-8683

\(\text{URL}\rangle \text{ http://www.actus.co.jp}\)